

令和6年守山市議会3月定例月会議追加提出予定議案

1 付議件数

専決案件	一 件	その他の案件	3 件
認定案件	一 件	諮詢案件	一 件
予算案件	1 件	推薦案件	一 件
条例案件	一 件	提出案件計	5 件
人事案件	1 件	(報告案件)	一 件

提出日 令和6年3月25日

2 議案概要

【議第31号】 令和5年度守山市一般会計補正予算（第13号）

歳入歳出補正額 22,410千円（補正後の額 37,250,620千円）

【議第32号】 守山市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、
同意を求めるもの

辻 本 長 一（播磨田町在住）（新任）

（前任者：向 坂 正 佳）

任期 令和6年4月1日から（3年間）

【議第33号】 和解につき議決を求めることについて

守山市が株式会社村田製作所へ譲渡した土地に関し、廃棄物（レンガ片）
混じり土砂およびフッ素汚染土砂の除去工事を行った費用のうち、売買契約
の契約不適合責任に基づき、各売主に対して費用負担を求めるについて、
関係者間で和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づく
議決を求めるもの

（1）和解の当事者

甲 大阪市北区芝田二丁目4番24号

日本貨物鉄道株式会社

支配人 和氣 総一朗

乙 守山市吉身二丁目5番22号

守山市土地開発公社

理事長 森 中 高 史

丙 守山市吉身二丁目5番22号

守山市長 森 中 高 史

代理 副市長 福井 靖

(2) 和解内容の概要

ア 三者（和解の当事者である三者をいう。以下同じ。）は、本件土地（守山市浮気町300番35他5筆 計1,637.48m²）の廃棄物（レンガ片等）の埋設および土壤のフッ素汚染により、品質に関する契約不適合があることおよび日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」という。）および守山市土地開発公社（以下「公社」という。）それぞれの買受人に対して修補責任を負うことを認める。

イ JR貨物および公社は、守山市が実施した修補のうち、当該修補責任に係る費用は金92,438,500円であると認める。

ウ 三者は、公社および守山市それぞれの債権の行使に代え、守山市がJR貨物に対して修補費用相当額の債権を設定することを認め、公社および守山市は、JR貨物が当該債務を履行したとき、それぞれの債権が当該履行によって消滅するとともに、契約不適合責任によりJR貨物および公社が履行するべき修補責任を果たしたものとして認める。

(3) 事案の概要

令和4年4月21日付で守山市が株式会社村田製作所へ譲渡した浮気町地先の一団の土地について、売主である守山市は契約書に則り関係法令に基づく修補（廃棄物混じり土砂およびフッ素汚染土砂の除去処分）を行った。

そして、その修補費用のうち、令和4年3月29日にJR貨物が公社に対して売却し、その後、公社が守山市に対して売却した本件土地部分について、契約不適合責任に基づき、守山市が売主に対して費用負担を求めていたところ、合意形成を図ることができたため和解しようとするもの

【議第34号】 和解につき議決を求めるについて

令和元年に旧環境センターで発生した転落事故に係る損害賠償請求事件について、裁判上の和解をするにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるもの

(1) 事件の種類

損害賠償請求事件

(2) 和解の当事者

ア 原告 個人

イ 被告 守山市

ウ 被告補助参加人 旧環境センター運転管理事業者

(3) 和解の内容

ア 被告は、原告に対し、本件解決金として、480万円の支払義務があるこ

とを認め、当該金員を令和6年4月30日限り、原告指定の口座に振込の方法により支払う。

イ 補助参加人は、原告に対し、本件解決金として、480万円の支払義務があることを認め、当該金員を令和6年4月30日限り、原告指定の口座に振込の方法により支払う。

ウ 被告と補助参加人は、本件に関し、相互に求償しないことを相互に確認する。

エ 原告は、その余の請求を放棄する。

オ 原告、被告および補助参加人は、原告と被告の間、原告と補助参加人との間および被告と補助参加人の間において、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

カ 訴訟費用は、各自の負担とする。

(4) 事件の概要

ア 令和元年12月、原告が不用品の廃棄のため、旧環境センターの粗大ごみ処理施設でごみを下ろしていた際、コンベアに転落し、負傷した。

イ 令和3年11月、原告は守山市を被告として裁判所に損害賠償請求の訴状を提出した。

ウ 原告は施設の設置管理責任（国家賠償法第2条）および施設職員の任務懈怠（同法第1条）を理由に、被告に対し、43,233,452円および事故発生日から支払日まで年5%の割合による金員を支払うよう請求した。

エ 本訴訟について、これまで本市として代理人弁護士を通じて無責を主張するとともに、損害額の妥当性について主張を行ってきた。

オ 係属して以来13回に渡る弁論準備手続および2回に渡る証人尋問を経て、令和6年3月6日に裁判所から当事者に対し、和解案が提示された。

カ 裁判所から提示された和解案では、原告と被告の間の過失割合を50:50としており、過去の転落事故の判例に照らしても妥当である。また、被告と補助参加人の間の責任割合も50:50としており、施設の管理および補助参加人が雇用していた職員の誘導のそれぞれに事故の原因があったとする裁判所の見解を踏まえると妥当であるとし、和解に応じようとするもの

【議第35号】 和解および損害賠償額の決定につき議決を求めるについて

令和5年12月に市道播磨田2号線で発生した物損事故に係る損害賠償額を支払い、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき議決を求めるもの

損害賠償の額 金1,087,860円